新	IΒ	備考
貿易一般保険包括保険(鋼材・化学品)の引受基準について 社団法人日本鉄鋼連盟 日本化学工業品輸出組合 線材製品協会 社団法人特殊鋼倶楽部	W 1	VIII 3
最終改正 平成22年3月29日 この規程は、「貿易一般保険包括保険(鋼材)特約書」又は「貿		
易一般保険包括保険(化学品)特約書」(以下2者を総称して「特約書」という。)により、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)との間に特約を締結した者との保険契約に適用されるものであり、特約書第3条第2項の規定に基づく	約書」という。)により、独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)との間に特約を締結した者との保険契約	
保険契約の締結の制限及び保険契約締結に係る取扱いの基準 は、下記によるものとする。 記	は、下記によるものとする。 記	
1. 基本的引受基準 (1)~(6) (略)	1. 基本的引受基準 (1)~(6) (略)	
(7) 「貿易一般保険運用規程」(平成13年4月1日01-制度-00034)第22条から第24条までのいずれかの取扱いを行うものについては、特約書第1条の規定にかかわらず、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等に限り、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。1.(3)①から③までのいずれかに該当するものも同様とする。		
2. 国別引受基準 (略)	2. 国別引受基準 (略)	
附 則 [平成 22 年 3 月 29 日] この改正は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。		
別紙1~3 (略) 別表1~2 (略)	別紙 $1 \sim 3$ (略) 別表 $1 \sim 2$ (略)	